

平成 27 年度 クラブ運営バックアップ事業実施要項

- 1 目 的 生涯スポーツ社会の実現を図るため、子どもから高齢者まで誰もが、年齢、興味、関心、技術・技能レベルに応じて、いつでも参加できる総合型地域スポーツクラブ（以下、「総合型クラブ」という。）の地域住民による自主的・主体的な運営の安定化と地域への定着を図ることを目的とする。
- 2 助成対象事業 (1) 内 容 上記目標の達成に向けて実施するイベント、スポーツ教室、広報活動等の事業内容とし、同一事業は2年まで申請可能とする。
(2) 期 間 助成金の交付決定日～平成 28 年 2 月末日
(3) 対 象 県認定クラブ（県認定準備クラブ）
- 3 助 成 額 18万円を上限とする。
ただし、経理処理基準に基づき算出された額に10分の9を乗じた額（100円未満切捨）とする。
- 4 対象経費 助成金の対象経費は以下のとおりとし、その限度額等は別に定める経理処理基準に示すとおりとする。
- 5 申込手続 事業実施を希望する団体は、事業実施申込書【様式1】を平成27年5月15日（金）までに（公財）岐阜県体育協会に提出すること。
- 6 事業実施クラブの選考
（公財）岐阜県体育協会において、期日までに事業実施申込書の提出があったクラブから事業実施者（クラブ）を次の選考基準により決定し、通知する。
【選考基準】・会員獲得に繋がる内容か、目的に合致しているか。
・広報活動の位置づけは明確か。
・事業後の活動に繋がる内容か。
・会計処理の責任体制が整備されているか。
・費用対効果（事業効果）は明確か。
- 7 交付申請 事業実施者は、以下の書類を（公財）岐阜県体育協会まで提出すること。
(1) 提出書類：交付申請書【様式1】、実施要項【様式2】、収支予算書【様式3】
請求書：【様式4】
(2) 提出期限 平成27年6月12日（金）
- 8 交付決定 （公財）岐阜県体育協会において、事業実施者から提出された交付申請書を精査の上、適正と認めた場合交付決定し、助成金を交付する。

- 9 証拠書類の整備 各経費の証拠書類（納品書、請求書、領収書）は原本を提出することとし、1枚1枚が重ならないように支出科目別に整理し、A4 版用紙に添付の上、事業実施報告書提出の際に添付する。
- 10 報 告 事業実施クラブは事業実施後、以下の書類を公益財団法人岐阜県体育協会に提出すること。
- (1) 提出書類 実績報告書、事業実施報告書、活動写真、収支決算書、証拠書類
 - (2) 提出期限 事業実施後1ヶ月以内、若しくは平成28年3月4日（金）のいずれか早い期日。
- 11 剰余金の返還 事業終了後、剰余金が生じた事業実施者は、直ちに公益財団法人岐阜県体育協会に剰余金を返還しなければならない。
- 12 そ の 他
- ・ 予算限度額を超えていない場合は、交付決定以後も随時申込可能とするが、事前に（公財）岐阜県体育協会と協議をすること。
 - ・ 本事業実施要項に示さない事項については、公益財団法人岐阜県体育協会と事業実施者が協議して、適切に対応するものとする。

岐阜県委託事業